同

公

右 右

同

建設業者の許可の取消し.....

(Q) 県中

右

同

右 右

同

開発行為に関する工事の完了......

(建築住宅課) ...

Ŧi. Ħ. Ŧi.

:

同

_ :

2

同法第十条第二項の規定による公告.....

第二千八百十一号

七月二十七日

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 道路の供用の開始..... 道路の区域の変更 公有水面埋立て工事のしゅん功認可...... 家畜人工授精講習会の開催. 告 示 次 文県 (道 畜 化生 同 路 同 課 : : : 껃 \equiv Ξ 五 Д

青森県告示第五百七十五号

催要綱 (昭和五十六年十二月青森県告示第千五十七号) 第二条第二項の規定により告 人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開 家畜改良増殖法 (昭和二十五年法律第二百九号) 第十六条第二項の規定により家畜

平成十九年七月二十七日

示する。

告

目

開催期間 平成十九年九月三日から同月二十八日まで (土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。)

青森県知事

Ξ

村

申

吾

(上北郡野辺地町) 開催場所 青森県営農大学校(上北郡七戸町)及び青森県農林総合研究センター 畜産試験場

講習人員

三十人以内

対象家畜

受講申請手続

地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。 受講希望者は、 受講願書に関係書類を添えて平成十九年八月十七日までに所管の

六 その他

同

:

끄디

部家畜保健衛生所で交付する。 受講願書の用紙は、青森県農林水産部家畜課、 所管の地域県民局地域農林水産

水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課、 所管の地域県民局地域農林

青森県告示第五百七十六号

同 同

: :

ので、同条第二項の規定により告示する。 より、平成十九年七月二十日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をした 年一月二十一日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定に 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、平成十七

示

1

位 置

でむつ市役所に備え置いて閲覧に供される なお、 免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日ま

平成十九年七月二十七日

申 吾

認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森県

代表者の住所及び氏名

2

2 区域

県

森

青

むつ市川内町檜川稲沢二九五の地先公有水面

国土交通省告示 (平成十四年告示第九号) で定められた平面直角座標第十系を用 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十一条第一項第一号の規定による

一〇メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

Y座標 マイナス一〇九八〇・九四一七

の地点 X 座標 プラス一三一五五五・一九一〇

Y 座標 マイナス一〇九八〇・五六三九

の地点

マイナスー一〇一六・八八〇二

の地点 X 座標 ·座標 マイナスー一〇一六・七九九四

青森県知事 Ξ

村

青森市長島一丁目一の

埋立区域 青森市長島一丁目一の 青森県知事 三村申吾

の区域

いて得た次の各点のうち、 の地点と の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位 の地点からの地点までを順次に直線で結んだ線及 (T・P・プラス〇・四

の地点 X 座標 プラスー三一五五六・一四八

Y座標 マイナス一〇九八〇・三四二七

の地点 X 座標 プラスー三一五五五・六一七八

X 座標 プラス一三一五二三・〇四四九

プラスー三一五二二・九五三五

の地点 X 座標 プラス | 三 | 五 | 一 ・ 九五四〇

の地点 X座標 プラスー三一五一五・五八三三 マイナスー一〇一七・九二八六

Y座標

Y座標 マイナスー一〇一二・二八九四

の地点 X座標 プラスー三一五一五・一二四六

Y座標 マイナスー一〇一二・八〇七六

X座標 プラスー三一五一四・五二五六

の地点

X座標 Y座標 プラスー三一五四八・六六〇二 マイナスー一〇一二・二七七三

の地点

Y 座標 マイナス一〇九七三・七一四六

の区域

いて得た次の各点のうち、 国土交通省告示 (平成十四年告示第九号) で定められた平面直角座標第十系を用 一〇メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域 測量法 の地点と (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十一条第一項第一号の規定による の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位 (T・P・プラス○・四 の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及

の地点 X 座標 プラスー三一六四二・七〇八二

Y座標 マイナス一一〇五六・九六三二

の地点 X座標 プラスー三一六四二・三七六八

の地点 Y 座標 マイナス一一〇五七・三三七六

X座標 Y 座標 マイナスー一〇五七・七四六五 プラスー三一六四二・八三八八

の地点

X座標 Y座標 マイナスーー一〇五・三六九六 プラスー三一六〇〇・六八四三

X座標 プラスー三一六〇〇・二二二三

の地点

Y座標

X座標 プラス一三一五九八・九六三〇 マイナスーーー〇四・九六〇六

マイナスーー一〇六・三八三三

X座標 プラスー三一六〇六・四五〇九

の地点

の地点

マイナスーーー一三・〇一一四

X 座標 マイナスー一〇六三・五九一二 プラスー三一六五〇・一九六一

の地点

2

3

面積

の区域 の区域

四七九・九五平方メートル 六二〇・七六平方メートル 一〇〇・七一平方メートル

の地点

X 座標

プラスー二六一三〇・四六九メートル マイナス一三六七・五三〇メートル

青森県告示第五百七十七号

年六月十三日免許した公有水面の埋立てについて、 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、平成十七 同条第二項の規定により告示する。 平成十九年七月二十日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたの 同法第二十二条第一項の規定によ

でむつ市役所に備え置いて閲覧に供される。 なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日ま

平成十九年七月二十七日

認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 青森市長島一丁目一の一 認可を受けた者の住所及び名称

青森県

代表者の住所及び氏名

2

青森市長島一丁目一の

青森県知事 三村申吾

埋立区域

むつ市脇野沢黒岩二九〇から八の二に至る地先公有水面

いて得た次の各点のうち、 国土交通省告示 (平成十四年告示第九号) で定められた平面直角座標第十系を用 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第十一条第一項第一号の規定による の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域 の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及

の地点 ×座標 プラスーニ六一〇八・五八四メートル

青森県知事

Ξ 村 申 吾

の地点

の地点

X座標

Y座標

の地点

X座標

Y座標

の地点

X座標

Y 座標

の地点

X座標

Y座標

の地点

X座標

Y 座標

の地点

X座標

プラスー二六一五〇・二三五メートル

マイナスー三六二・三四九メートル プラスー二六一四〇・六〇七メートル マイナス一三六五・三八八メートル

マイナスー三五八・六〇二メートル

Y座標

の地点

X座標

Y座標

X座標

マイナス一三三〇・一六三メートル

X 座標

の地点

3 面積

三、二三四・五〇平方メートル

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 青森県告示第五百七十八号 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり

平成十九年七月二十七日

部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年八月二十六日まで青森県県土整備 マイナスー三一二・三五八メートル プラスー二六〇六八・七七〇メートル プラスー二六〇四四・〇九七メートル プラスー二六〇三九・九八四メートル プラスー二六一六七・六一〇メートル マイナスー三二六・九六五メートル マイナスーニ九一・三三三メートル プラスー二六〇八九・三六一メートル マイナスー三四四・九七五メートル プラスー二六一二八・〇七〇メートル マイナス一三二七・四二〇メートル プラスー二六一五二・三九七メートル マイナス一三四八・五〇二メートル

青森県知事 Ξ 村 申 吾

	11X 19+	7 月21	口 亚	唯口				<i>ጉ</i> ጥ	71	TIX	₩Z(7115					4)
	小目					部 道 な	道 路 道	青森									** 😡
払宗 前道 鰺	大宗 友道 板	国道	路		平成十九年七月二十七日	部道路課におい	の供用	県告三	}	3		2 県 道		月 道		番図号面	
弘前鰺ケ沢線 駅道	小友板柳停車場線 県道	国道二七九号	線				アを開た (昭和)	第五	}	道						種道路	
N/JX	場線	与	名			において一般の概をの関係図面は、	道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律	青森県告示第五百七十九号	}							類の	
弘弘前前	弘弘 前前	字田名部字南椛山一二の一字田名部字南椛山一七から					路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、	九号	}		三三九号		冷 不	弘前鰺ケ沢	車場線	小 友 板	路線
市市 大大 字字	大大字字		供		П	に供す			}								名
貝鬼 沢沢 字字	弘前市大字種市字小島四三三まで弘前市大字種市字柳川三一九から		用開開			りる。			}	五五 所所 川川			弘弘 前前 市市		弘前市大字種市字小島四三三まで弘前市大字種市字柳川三一九から	弘前市大字種市字小島四一三まで弘前市大字種市字柳川三一九から	
沢山辺ノ	小柳島川田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		始	青		成十			}	五所川原市大字長富字二之沢添一五所川原市大字長富字鎧石二〇〇			大字鬼沢字山	大大字字	大大字字	変	
一〇七の	宣二九		区間	青森県知事		九 年 八	公示す		}					市市字字小柳	市市字小坝		
九の〇四	でら					月	る。二項の		}			弘前市大字貝沢字沢辺三〇七の九〇二まで弘前市大字鬼沢字山ノ越三四八の四から		島川四三	島川四三	更	
弘前市大字貝沢字沢辺三〇七の九〇二まで弘前市大字鬼沢字山ノ越三四八の四から		まで		Ξ		六日	規定により、次のとおり		}					三九まか	ー 三九 まか	o	
		平成	の供	申		6で青木			}	一三四まで				(5)	でら	X	
"	"	๋	期開			覧に供する。 告示の日から平成十九年八月二十六日まで青森県県土整備			{								
		中二二	日始	吾		工 整 備	とおり										間
	[;	こ 変							_								
	平成	に り 認 欠 証	特定 非 非	規特			三国三道九号	五斯	五県 所道 川	後	後	前	後	前	後	前	前変 後更 別の
	平成十九年七	により次のとおり公告する。変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款規定による公告		ご 定 こ 非 こ 営	公	公	号	原車	原車力線		ix.		ix.	1 100	ix.	. 60	別の
				3 活動				線					五		八二	六三	敷
	月二十七日	公告する。あったので、	注 ①	促進法			五五	つたがた)ĭ	〇六 ・五 〇 メー	七・五〇メー	七六 · · · 五五	五六・〇〇メー	一八・六〇メー七メー	八五・〇九メー	・・・〇六	地
	Н	同	十 成 十	第一			川川 原原 市市	市市大大	5 万 大	V	OO メメ	五五〇〇メメート	V	七〇メー	九〇メメー	== メメ	の幅
		第五	平 法 律	五条		/_	大大字字	造造出	豊 豊 日	トルから	トルから	トルまで	・トルまで	- トルまで	・トルまで	六九・○三メートルまで三一・六二メートルから	員
青		項 に お	第 七 号	第五項		告	富富字。	里紅大竹	图	でら	でら	でら	でら	でら	でら	でら	
青森県知事		い て 進) 第 一	におい			五所川原市大字長富字二之沢添一三四まで五所川原市大字長富字鎧石二〇〇の二から	つがる市木造出野里大柳無番まで	ם ם	_	_	_	_	_			敷
事		用 す る	十 五 冬	を準用			一〇 三の	でた),),	==0.00%-	_ 〇 六	一〇六	二三七・〇〇メー	二三七・〇〇メー	四八〇・三一メー	六一	地
Ξ		同法	第四	がる[四二 まか			00	・九〇メー	・九〇メー	00		Ė	・○五メー	の延
村		十 条	切の規	法第						メート	メート	メート		メート	メート	メート	長
申		第二	定 に ト	十条第			平成元:	"		ル	ル	ル	トル	ル	トル	トル	
		垻	δ.	ᅏ					1								/芒
吾		同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定	6る定款	見足これる公告特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の													備考

青 により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 アセアン諸国との友好親善を図ることを目的とする。 もって、アセアン諸国の企業や各種団体とのパートナーシップを確立し、わが国と 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款

規定による公告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

五 を有効活用するための施設を開設し、地域住民の雇用拡大と所得の向上に寄与し、

定款に記載された目的

この法人は、アセアン諸国における農業を支援するとともに、産出する天然資源

弘前市大字東和徳町一一の一一

第2811号

りを持って住める地域の創造に寄与することを目的とする。 規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

の支援及び地域コミュニティ活性化支援に関する事業を行い、

地域住民が自信と誇

この法人は、コミュニティエフエムを通じ、地域住民に対して、まちづくり活動

Ξ

代表者の氏名

晃市

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アセアン・ブリッジス

平成十九年七月十一日

申請のあった年月日

兀

主たる事務所の所在地

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成十九年七月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

申請のあった年月日

平成十九年七月十七日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

=

特定非営利活動法人白神自然学校一ツ森校

Ξ 代表者の氏名

永井 雄人

同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

主たる事務所の所在地

兀

西津軽郡鰺ケ沢町大字一ツ森町字上禿八八の二

五 定款に記載された目的

国土の健全な発展に寄与することを目的として発足する。 振興のために森林整備・農村振興・自然公園の整備など幅広い森林保全作業も行い 験の活動を実施し、ゆとり教育・環境教育のリーダーを養成し、 本会は、自然学校として白神山地の山・川・海の自然を創造的に活用した自然体 地元の地域経済の

開発行為に関する工事の完了

第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。 次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律

平成十九年七月二十七日

申請のあった年月日

平成十九年七月二十七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

平成十九年七月十二日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コミュニティネットワークキャスト

代表者の氏名

Ξ

悟

主たる事務所の所在地

兀

弘前市

定款に記載された目的

五

青森県知事 Ξ 村 申 吾

九三まで 八及び六〇の一三九〇から六〇の一三八 十和田市ひがしの二丁目六〇の一三八 名称 開発区域 (工区) に含まれる地域の 株式会社
不動産センター・
十和田市東二十三番町一の一 (名称) 開発許可を受けた者の住所及び氏名 十和田

開発行為に関する工事の完了

第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。 次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、 都 市計画法 (昭和四十三年法律

平成十九年七月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申

区部. 区、第五工区)
区、第五工区)
の「第二工部、新森二丁目四及び五の一(第二工部、新森二丁目六、七及び一二の一 名開 称区 域 (工区) に含まれる地域の 三沢市桜町一丁目 (名称) 開発許可を受けた者の住所及び氏名 三沢市土地開発公社ニーの三八

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年七月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 有限会社斎元組

代表者の氏名 鈴子

主たる営業所の所在地 南津軽郡田舎館村大字前田屋敷字南佃五の三 斎藤

Ξ 兀 許可番号 青森県知事許可 (般 一六)第五四九三号

五 取消年月日 平成十九年六月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

吾

Ξ

許可番号 青森県知事許可 (特 一七) 第一一一一八号

取消年月日 平成十九年六月二十九日

Л

六 五 取消しに係る建設業の許可

平成十九年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 次のとおり

平成十九年七月二十七日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 有限会社福田建材

代表者の氏名

福田

福紀

取消しの原因となった事実 管工事業に係る一般建設業の許可

七

より確認された。このことが、 平成十八年十二月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 次のとおり

平成十九年七月二十七日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 株式会社弘新建設

代表者の氏名 石川 和雄

主たる営業所の所在地 弘前市大字神田一丁目四の

造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

六 五 四 三 許可番号 青森県知事許可 (般 一七) 第一五〇四七号 主たる営業所の所在地 弘前市大字田園四丁目一二の三五

取消年月日 平成十九年七月三日

取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七

取消しの原因となった事実

項第四号の規定に該当する。 り解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一 平成十九年六月八日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由によ

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行